有料老人ホーム入居契約書（作成例）

住宅型・前払い方式

注１）施設の実態に応じて、加除修正をしてください。

2）黄色マーカー部分は施設の実態に応じて特に変更が生じやすい項目のため、内容をよく確認してください。

作成例（住宅型・前払い方式あり）

有料老人ホーム入居契約書

　表題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として、本契約書２通を作成し、署名捺印のうえ、各自その１通を保有します。

表題部

１　契約の開始年月日

|  |  |
| --- | --- |
| 契約締結日 | 　　年　　月　　日 |
| 入居予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 入居日（事後記載） | 　　年　　月　　日※入居日は、入居者と事業者で合意した上で入居した日又は居室の鍵を引き渡した日を指します。 |

２　契約当事者

|  |  |
| --- | --- |
| 入居者 | 入居者１氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印（男・女）（明治・大正・昭和　年　月　日生まれ） |
| 入居者２氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印（男・女）（明治・大正・昭和　年　月　日生まれ） |
| 事業者名 | 法人名：代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印所在地： |

３　契約当事者以外の関係者

|  |  |
| --- | --- |
| 連帯保証人（注．入居者ごとに異なる場合は記載欄を追加。） | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印住所：入居者との間柄： |
| 連帯保証の極度額（法人の場合は記載不要） | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 極度額の算定根拠 | ○○費、□□費の△か月分 |
| 身元引受人 | 入居者１の身元引受人氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印住所： |
| 入居者２の身元引受人氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印住所： |
| 返還金受取人 | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印住所： |
| 契約立会人等の第三者（該当者がある場合） | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印住所：入居者との間柄： |

４　施設の名称・類型及び表示事項等

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 |  |
| 施設類型 | 住宅型有料老人ホーム表示事項の記載内容は、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針別表をご確認ください。 |
| 施設の種類及び表示事項住宅型有料老人ホームのみ要記入 | 居住の権利形態：利用権方式入居時の要件：利用料の支払い方式：前払い方式介護保険（介護付有料老人ホーム）：神奈川県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）在宅サービス利用：介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護指定）の場合のみ要記入居室区分： |
| 開設年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 施設の概要 | 添付の重要事項説明書のとおり |

５　入居者の居室

|  |  |
| --- | --- |
| 居室番号 | 　　階　　　号室 |
| 間取り・タイプ |  |
| 居室面積 | 　　　　　　㎡ |
| その他特記事項 |  |

６　入居までに支払う費用の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 前払金 | 　　　　　　　　　　　円 |
|  | 使途及び算定根拠 | ○使途前払家賃相当額○算定根拠・入居者が終身にわたって居住する居室及び共用施設の家賃相当額・「家賃相当額×〇〇月（想定居住期間）＋想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（前払金の〇％）」により設定しています。 |
| 支払方法 | 支払期限　　　　　年　　月　　日支払先（口座）　 |
| 前払金償却期間 | 　　　　　か月（　　　年） |
| 前払金償却起算日 | 　　年　　月　　日 |
| 非返還対象分（前払金のうちの初期償却部分） | ・想定居住期間（償却期間）を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（前払金の〇％相当額）を、前払金の非返還対象分とします。・この額は、第45条の短期解約特例による契約終了の場合を除いて返還しません。・非返還額の事業者への帰属時期は、税法に則り、前払金の償却起算日とします。 |
| 返還金算定方法 | 前払金×〇〇％（100％－初期償却率）÷償却期間×契約終了日から償却期間満了日までの日数※償却期間を超えた場合の返還金はありません。 |
| ３月以内に解約した場合の返還金（短期解約特例） | 入居後３月が経過するまでの間に解約した場合は、前払金から利用日数分の費用を差し引いた金額を返還します。返還金＝前払金－（日割り計算に基づく家賃相当額×入居日から契約終了日までの日数） |
| 消費税 | 税法に則り消費税は非課税です。 |

７　入居後に支払う費用の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 月払いの利用料 | 　　　　　　　　円 |
|  | 費用の起算日 | 入居日 |
| 支払方法 | 毎月払い支払日・支払方法の詳細は管理規程に定める。 |
| 内訳 | 管理費 | 月額　　　　　　　　円 |
|  | 使途 | 事務管理部門の人件費・事務費、入居者への日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費、共用施設等の維持管理費 |
| 食費 | 月額　　　　　　　円（１日３食×30日の場合の概算額） |
| 光熱水費 | 月額　　　　　　　　円 |
| 家賃相当額 | 月額　　　　　　　　円 |
| その他費用 | ・　　　　　　　　月額　　　　　　　　円・　　　　　　　　月額　　　　　　　　円 |
| 消費税 | 家賃相当額を除き、税法に則り消費税を負担していただきます。 |

第１章　総則

（目的）

第１条　事業者は、入居者に対し、老人福祉法その他関係法令及び神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し表題部４記載の施設を終身にわたり利用する権利を与え、本契約第３条に定める各種サービスを提供します。

２　入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用の支払いに同意します。

（利用権）

第２条　入居者は、本契約第２８条各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定める費用を支払って、当施設を終身にわたり利用することができます。

２　入居者は、施設の全部又は一部について、その所有権を有しません。

３　入居者は、長期不在又は入院中においても、施設の利用権を保有します。

４　入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

　一　居室の全部又は一部の転貸

　二　施設を利用する権利の譲渡

　三　他の入居者が居住する居室との交換

　四　その他上記各号に類する行為等

（各種サービス）

第３条　事業者は、次に掲げるサービスを提供します。

　一　介護（介護保険給付対象サービスは除く。）

　二　健康管理

　三　食事の提供

　四　生活相談、生活サービス

五　レクリエーション

六　その他の支援サービス

２　事業者は、入居者のために医師に対する往診の依頼、通院の付き添いや入院手続の代行等の援助は行いますが、治療行為は行いません。また、医療に要する費用は全て入居者の負担となります。

３　入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

　一　本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡

　二　その他上記に類する行為又は処分

（管理規程）

第４条　事業者は、本契約を補完する管理規程を作成し、本契約の詳細等を規定します。入居者及び事業者は、共にこれを遵守するものとします。

２　管理規程は、本契約の主旨に反しない範囲内で、事業者において改定することができるものとします。ただし、事業者は、運営懇談会等の意見を聴いた上で改定するものとします。

（施設の管理、運営及び報告）

第５条　事業者は、管理者その他必要な職員を配置して、当施設の適切な維持管理を行うとともに、本契約に定める各種サービスの提供を行います。

２　事業者は、次の事項に係る帳簿を作成し、２年間保存します。

　一　前払金、月額利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録

　二　入居者に提供したサービスの内容

　三　緊急やむを得ず行った身体拘束の記録

　四　サービスの提供等によって生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容

　五　サービスの提供等によって生じた事故の状況及び処置の内容

　六　サービスの提供を他の事業者に委託した場合、当該事業者の名称、所在地、契約の内容及び実施状況

３　事業者は、入居者又はその家族に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。

　一　毎会計年度完了後４か月以内に行う事業者の前年度決算の内容

　二　過去１年以内の時点における施設の運営状況、入居者の状況、サービス提供の状況、施設の収支状況、その他必要と認められる事項

（地域との協力）

第６条　事業者は、施設の運営とサービスの提供に当たっては、地域及び地域住民との交流を図り、地域との連携又は協力に努めます。

（入居者の権利）

第７条　入居者は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。入居者は、これらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取扱いや差別的待遇を受けることはありません。

　一　プライバシーを可能な限り尊重されます。

　二　関係法令に基づき個人情報を保護されます。

　三　希望すれば自己に関する健康や介護の記録等を閲覧することができます。

　四　自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができます。

　五　施設の運営に支障がない限り、入居者個人の衣類や家具等備品を居室内に持ち込むことができます。

　六　緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限されることはありません。

七　事業者及び提供するサービスに対する苦情をいつでも事業者や行政機関等に対して申し出ることができます。

（運営懇談会）

第８条　事業者は、施設の運営に関する意見交換の場として運営懇談会を設置し、その詳細を管理規程に定めるものとします。

（苦情対応）

第９条　入居者及びその家族等は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、前項による苦情受付の手続及び記録方法等について管理規程に定め、苦情に対して迅速かつ誠実に対応し、適切な解決に努めます。

３　事業者は、入居者及びその家族等が苦情申し立てを行ったことを理由として、何らの不利益な取扱いをすることはありません。

（賠償責任）

第１０条　事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、事故が発生し入居者に損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には賠償を減ずることがあります。

（個人情報の保護）

第１１条　施設の職員又は職員であった者は、業務上で知り得た入居者及びその家族に関する個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、入居者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

第２章　提供されるサービス

（介護サービス）

第１２条　事業者は、提供するサービスの具体的な内容、提供する場所及び職員等について本契約書、管理規程及び重要事項説明書等において明示します。

２　事業者は、入居者によりよいサービスを提供するために必要と判断した場合には、サービスを提供する場所を施設内において変更する場合があります。

３　前項の変更を行う場合、次の手続を書面で行うものとします。

　一　主治医等の意見を聴く。

　二　入居者及び身元引受人に説明し、同意を得る。ただし、入居者が自ら判断できない状況にある場合にあっては、身元引受人の同意を得る。

三　一定の観察期間を設ける。

（健康管理サービス）

第１３条　事業者は、入居者の日常の健康状態に留意するとともに、管理規程等に定める各種の健康管理サービスを提供し、入居者が健康を維持するように努めます。

（食事サービス）

第１４条　事業者は、入居者の食事の提供について詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に食事を提供します。なお、○○○○に業務を委託しています。

（生活相談、生活サービス）

第１５条　事業者は、入居者の生活相談、生活サービスの提供について詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者にサービスを提供します。

（レクリエーション）

第１６条　事業者は、施設内において一般的に行うことができる運動・娯楽等のレクリエーション及び施設が実施するイベント等について、利用又は参加する場合の料金等の内容を管理規程等に明示し、適切にサービスを提供します。

（その他の支援サービス）

第１７条　事業者は、本契約に定める前条までのサービス以外の支援サービスについて、詳細を管理規程等に定め、それに基づいてサービスを提供します。

第３章　使用上の注意

（使用上の注意）

第１８条　入居者は、施設及び敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って、善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

（禁止又は制限される行為）

第１９条　入居者は、当施設の利用に当たり、施設又はその敷地内において次に掲げる行為を行うことはできません。

　一　銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること。

二　大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

　三　排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。

　四　テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること。

五　猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること。

２　入居者は、施設の利用に当たり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

　一　観賞用の小鳥、魚等を飼育すること。

　二　犬、猫等の動物を施設又は敷地内で飼育すること。

　三　居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置くこと。

　四　施設内において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の活動を行うこと。

　五　施設の増改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内において工作物を設置すること。

　六　その他、管理規程等において事業者がその承諾を必要と定める行為を行うこと。

３　入居者は、施設の利用に当たり、次の事項についてあらかじめ事業者と協議することとし、事業者は、基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。

　一　入居者が１か月以上居室を不在にする場合の居室の保全、費用の負担及び支払方法等

　二　入居者が家族や第三者を付き添い、介助、看護等の目的で居室内に同居させる場合の費用の負担及び支払方法

　三　事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項

４　入居者が前項までの規定に違反若しくは従わず、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

（修繕）

第２０条　事業者は、入居者が当施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は入居者が負担するものとします。

２　前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者は、あらかじめその旨を入居者に通知します。入居者は、正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。

３　前２項の規定にかかわらず、居室内の軽微な修繕に係る費用負担等について、管理規程等に定めることとします。

（居室への立ち入り）

第２１条　事業者は、入居者の安否確認、施設の保全、衛生管理、防犯、防火、防災、その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立入り又は必要な措置をとることができます。この場合、入居者は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立入りを拒否することはできません。

２　事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。事業者は、入居者の不在時に立ち入った際には、立入り後、速やかにその理由と経過を入居者に報告するものとします。

第４章　費用の負担

（入居までに支払う費用）

第２２条　入居者は、施設への入居に当たって、事業者に対して入居日までに表題部６に記載の前払金を支払うものとします。

２　事業者は、老人福祉法第２９条第９項に定める前払金の返済債務の保全措置を行います。

（月払いの利用料）

第２３条　入居者は、事業者に対して表題部７に記載する月払いの利用料を支払うものとします。

２　本条に定める費用について、１か月に満たない期間の費用は、日割り計算した額とします。

（食費）

第２４条　入居者は、事業者から食事の提供を受けた場合には、本契約及び管理規程に定める食費を支払うものとします。

（その他の費用）

第２５条　事業者は、入居までに支払う費用及び月払い利用料のほか、光熱水費、共用施設を利用した場合の利用料、入居者の希望により提供した各種サービスの利用料等について、管理規程等に明記するものとします。

（費用の支払方法）

第２６条　事業者は、月払い利用料その他費用の支払方法等について、管理規程等に必要な事項を定めることとします。

（費用の改定）

第２７条　事業者は、入居者が支払うべき費用の額を改定することがあります。

２　事業者は、費用の改定に当たっては消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会等で意見を聴き、入居者及び身元引受人の同意を得た上で改定するものとします。

第５章　契約の終了

（契約の終了）

第２８条　次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。

　一　入居者が死亡したとき。ただし、入居者が２名の場合は、両者とも死亡したとき。

　二　事業者が第２９条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。

　三　入居者が第３０条に基づき解約を行ったとき。

（事業者からの契約解除）

第２９条　事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。

　一　入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。

　二　月額の利用料その他の支払いを正当な理由なく一定期間以上連続して遅滞するとき。

　三　施設の利用において入居者に禁止又は制限をしている規定に違反し是正しないとき。

　四　入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法等ではこれを防止することができないとき。

２　前項の規定に基づく契約の解除の場合、事業者は、次の各号に掲げる手続きを書面で行います。

一　契約解除の通告に９０日程度の十分な予告期間をおく。

　二　契約解除の通告に先立ち、入居者及び身元引受人に弁明の機会を設ける。

　三　契約解除通告の予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者や身元引受人と協議し、移転先の確保に協力する。

　四　前項第四号の事由により契約を解除する場合には、加えて主治医等の意見を聴くとともに、一定の観察期間を設ける。

（入居者からの解約）

第３０条　入居者は、事業者に対して３０日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申入れは、事業者の定める解約届を事業者に提出するものとします。

２　入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合は、事業者が入居者の退去の事実をした日の翌日から起算して３０日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。

（明け渡し及び原状回復）

第３１条　入居者及び身元引受人は、第２８条により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。

２　入居者及び身元引受人は、前項の居室明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。

３　入居者及び身元引受人並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

（財産の引取り等）

第３２条　事業者は、第２８条による本契約の終了後における入居者の所有物等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者及び身元引受人にその旨を連絡します。

２　入居者及び身元引受人は、原則として本契約終了日の翌日から起算して３０日以内に、入居者の所有物等を引き取るものとします。

３　事業者は、入居者及び身元引受人に対して、前項の引取り期限を書面により通知します。

４　事業者は、引取り期限経過後に残置された所有物等については、入居者及び身元引受人がその所有権を放棄したものとみなし、入居者又は身元引受人の負担により適宜処分することができるものとします。

（契約終了後の居室の使用に伴う実費精算）

第３３条　入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡し日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし、第２８条第１号に該当する場合は、前条第２項に定める引取り期限を本条にいう契約終了日とみなします。

（前払金の返還金の算出）

第３４条　表題部６に定める前払金の返還金の算出は、次の計算式により行います。償却期間は、表題部記載のとおりです。

　　返還金＝前払金×〇〇％÷償却期間×契約終了日から償却期間満了日までの日数

２　第１項の返還金を契約終了日の翌日から起算して９０日以内に返還します。

３　事業者は、前項の返還金をあらかじめ定める者に返還するものとします。

４　事業者は、〇〇〇の方法により、老人福祉法第２９条第９項に定める前払金の返還債務の保全措置を行います。

（精算）

第３５条　事業者は、本契約が終了した場合において、入居者の事業者に対する支払義務がある場合には、前条に定める返還金から差し引くことがあります。この場合には、事業者は返還金から差し引く債務の内訳を入居者及び身元引受人に明示します。

第６章　連帯保証人等

（連帯保証人）

第３６条 　連帯保証人は、入居者との合意により入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。

２　前項の連帯保証人の負担は、本契約書の表題部３に記載する極度額を限度とします。

３　連帯保証人が負担する債務の元本は、次のいずれかの事由により確定するものとします。ただし入居者は、当該確定前であっても、債務の支払いを求めることができます。

一　入居者又は連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき

二　入居者又は連帯保証人が死亡したとき

４　連帯保証人の請求があったときは、入居者は、連帯保証人に対し遅滞なく利用料の支払状況や滞納金の額・損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

（身元引受人）

第３７条　入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

２　前項の身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。

３　事業者は、入居者の日常生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

４　身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受けを行うこととします。

５　入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者に通知します。

　一　身元引受人の氏名が変更したとき。

　二　身元引受人又は返還金受取人が死亡したとき。

　三　入居者又は身元引受人が、成年後見制度を利用することとなった場合、又は破産等の申立てを受け、若しくは申し立てをしたとき。

（身元引受人の変更）

第３８条　事業者は、身元引受人が前条第５項第二号又は第三号の規定に該当することとなった場合には、入居者に対して新たな身元引受人を定めることを請求することがあります。

２　入居者は、前項の請求を受けた場合には、遅滞なく身元引受人を新たに定めるものとします。

（返還金受取人）

第３９条　入居者は、第３４条に定める返還金に係る受取人を１名定めるものとします。

２　返還金に係る受取人は、身元引受人が兼ねることができます。

３　前項に規定する返還金受取人に支障が生じた場合には、入居者は事業者に対し、直ちにその旨を通知するとともに、事業者の承認を得て、新たな返還金受取人を定めるものとします。

（入居途中の契約当事者の追加）

第４０条　入居者が本契約締結時又は入居後単身で入居している場合に、入居者は、事業者に対して契約当事者の追加を申し出ることができます。ただし、事業者は、申し出を拒否することがあります。

２　追加入居者は、施設の利用及び各種サービスの提供を受けることができますが、直接事業者に対して本契約に定める義務を負います。また、入居者と追加入居者は、本契約に基づく債務について互いに相手方の連帯債務者となります。

３　事業者が追加入居者の申し出を承認する場合には、入居者及び事業者は、協議の上、必要な事項について、別に追加契約を文書で締結するものとします。

（契約当事者以外の第三者の同居）

第４１条　入居者は、入居者以外の第三者を付き添い、介助、看護等の目的のため、入居者の居室内に同居させようとする場合には、事業者に対してその旨を申し出ることができます。ただし、事業者は、その申し出を拒否することがあります。

２　事業者が契約当事者以外の第三者の同居を承認する場合は、入居者及び事業者は、協議の上、必要な事項について、別に文書で確認するものとします。

第７章　その他

（入居契約締結時の手続き）

第４２条　入居を申し込もうとする者は、事業者が定める様式により入居契約の申し込みを行うものとし、事業者の承諾がなされた後に申込者と事業者との間で入居契約が成立するものとします。本契約締結後、申込者は事業者に対して、表題部６に定める入居までに支払う費用を支払うものとします。

２　事業者は、本契約の締結に際し、入居者等が契約内容を十分に理解した上で契約を締結することができるように、十分な時間的な余裕をもって、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、所定欄に署名捺印して、各々保管することとします。

３　事業者は、本施設が介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホームであり、介護保険法に基づく介護サービスを受ける場合には、入居者が個々に訪問介護事業者等と契約を締結する必要があることを説明します。

４　事業者は、入居者が個々に訪問介護事業者等と契約を締結する場合には、近隣に設置されている訪問介護事業所等の情報提供を行い、入居者が希望する介護サービスを自由に選択することができるよう十分に配慮します。また、入居者がいずれの事業所と契約した場合においても、入居者に対して不利益が生じるものではないことを十分に説明します。

（費用計算起算日の変更）

第４３条　事業者又は入居者が、表題部に記載の各起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面により通知し、協議を行うこととします。

（入居日前の解約）

第４４条　入居者等は、入居開始可能日前に、事業者に書面で通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、事業者は入居者に対して受領済みの前払金を全額無利息で返還します。

２　事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができます。この場合、事業者は入居者等に対して、入居者等に対して受領済の前払金を全額無利息で返還し、入居手続きに関連して発生した費用の実費を徴収するものとします。

　一　入居に関する書類における重大な不実記載があること、不正な手段で入居しようとしていること等が入居日前に判明したとき

　二　正当な理由がなく所定の期日までに表題部６に定める前払金を支払わなかったとき

（短期解約特例）

第４５条　入居者等は、前払金償却期間の起算日から３月以内に、事業者に対して事業者の定める解約届をもって解約した場合又は死亡した場合、本契約第３４条の規定にかかわらず、居室明渡し日までの施設の利用の対価として、日割り計算に基づく月額利用料及び居室の原状回復費用を事業者に支払うことにより契約を終了できるものとします。なお、事業者は、予告期間を設定することによって３月の期間を短縮することはありません。

（誠意処理）

第４６条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者及び入居者は協議し、誠意をもって処理することとします。

（合意管轄）

第４７条　本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時には、事業者及び入居者の合意により第一審管轄裁判所を定めることとします。